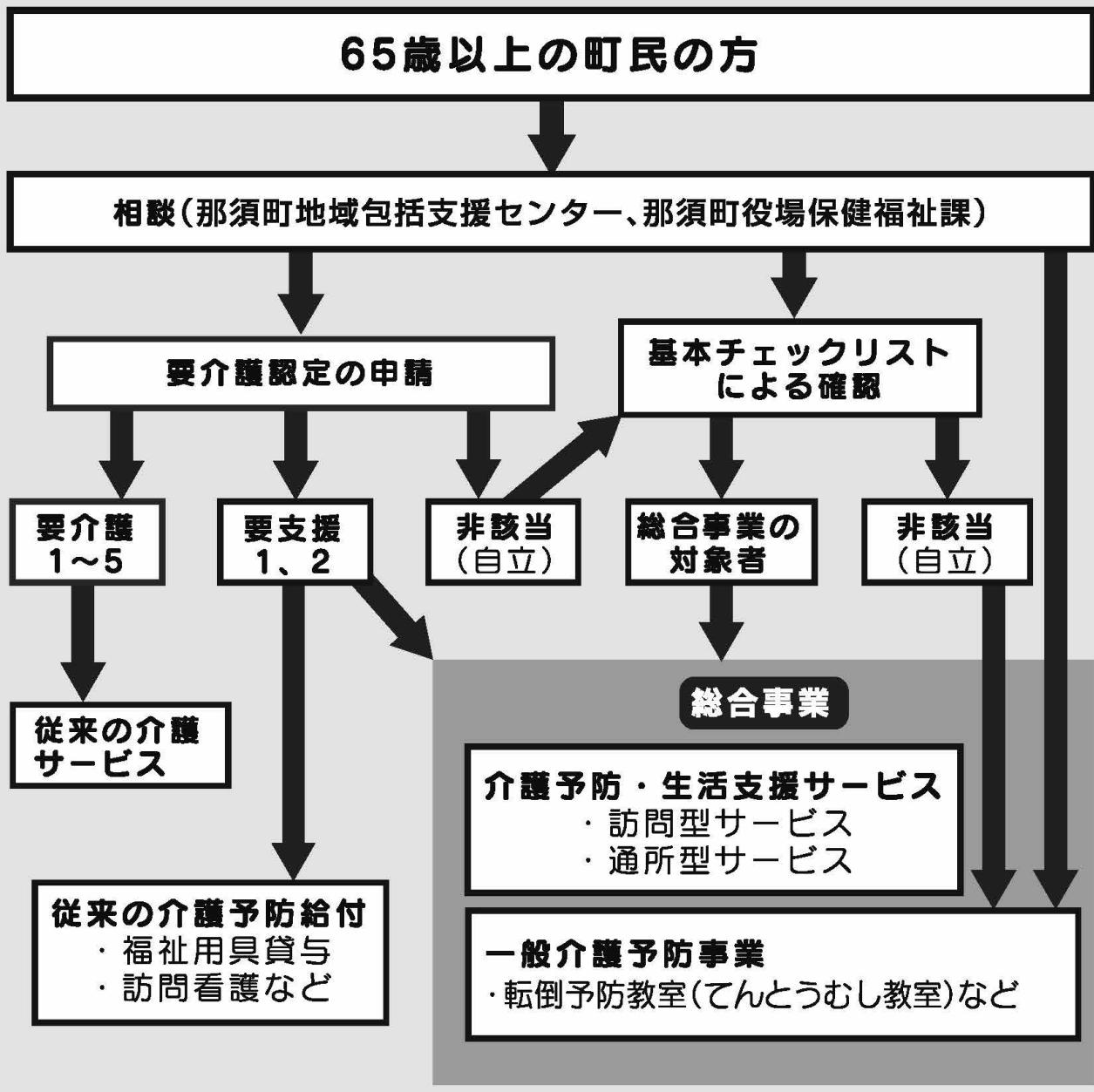


総合事業 サービス利用の流れ



総合事業のQ&A



問 今までの要支援1、2という判定がなくなるのですか。

答 判定はなくなりません。(認定審査会は今までどおりです。)

問 総合事業開始により、要介護1から5の方が受けられるサービスは変わりますか。

答 変わりません。

問 要支援1、2の方はサービスが変わりますか。

答 要支援1、2の方も訪問介護、通所介護以外は変わりません。

また、介護予防訪問介護、通所介護についても現行相当のサービスとして移行されますので、これまで同様に利用できます。

問 総合事業の利用者は、要支援1、2の方だけですか。

答 要支援1、2の方と、基本チェックリストで事業対象者と判断された方です。

▼問合せ

○保健福祉課地域支援係

☎(72)6910

☎(71)1138